

平成30年度第1回コージェネレーション導入セミナー講演資料

食品業界を巡る環境対策【概要版】

平成30年5月25日

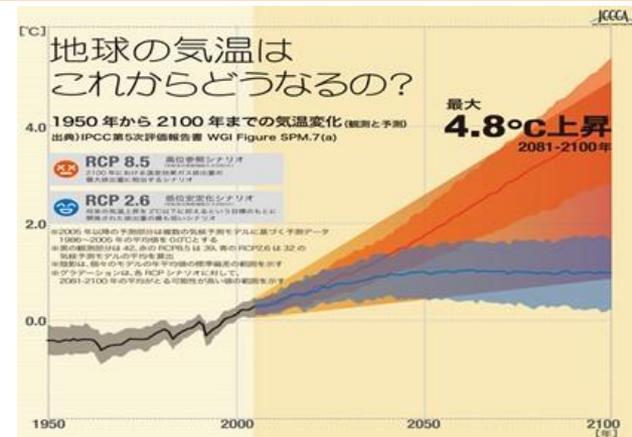
農林水産省
食料産業局

バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

◆ 地球温暖化：気温と二酸化炭素の状況	1
◆ 世界の動き	2
◆ 我が国の主な取組	
【行政関係①】 政府、環境省	4
【行政関係②】 経済産業省・資源エネルギー庁	5
【行政関係③】 農林水産省	6
【日本経済団体連合会】 低炭素社会実行計画	7
◆ 低炭素社会実行計画（2016年度実績 農林水産省所管のみ）	8
◆ 国の補助事業等について	10
◆ 国の税制支援について	11
◆ E S G投資	14
◆ 平成28年度食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 「食品産業における未利用熱の有効活用セミナー」の御紹介	15

【気温】

- ◆ 2017年の平均気温(速報)
 - ・ 世界の年平均気温：第3位の値となる見込み（1891年統計開始）
 - ・ 日本の年平均気温：第10位の値となる見込み（1898年統計開始）
- ◆ このまま対策を行わない場合、1950年から2100年の気温変化は最大**8.5℃**上昇する可能性がある。
- ◆ 主な要因：**CO₂**等の温室効果ガス



出典：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

【CO₂濃度】

- ◆ 大気中のCO₂濃度は記録的なスピードで上昇。

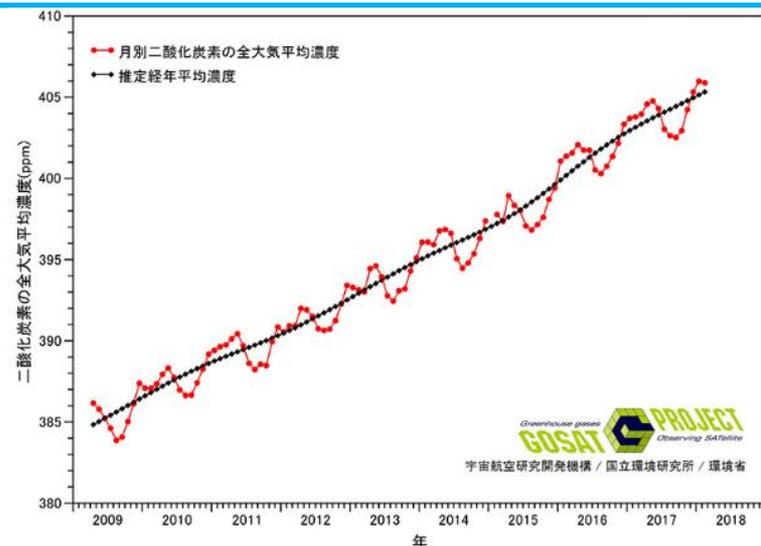
1958年測定開始時点のCO₂濃度は315ppm



2016年は403.3ppmに達した。



60年で約3割増加。



出典：GOSATプロジェクト「いぶき」の観測データに基づく全大気中の月別二酸化炭素濃度速報値 <http://www.gosat.nies.go.jp/recent-global-co2.html>

【影響】 人類の生存基盤に多大な影響・・・健康、災害、食糧需給逼迫の可能性等

平成27年

日本の約束草案を国連に提出

【約束草案】

温室効果ガスを、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にする。

SDGs採択

◆ 国連サミット（2015年9月）で、全国連加盟国（93国）は、「アジェンダ2030」(持続可能な開発目標 (SDGs))を採択。

◆ 先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。
(17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットあり。)



- **目標 7（エネルギー）**

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

- **目標 13（気候変動）**

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

COP21開催：「パリ協定」採択

【パリ協定】

世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準より十分に下回るものに抑制すること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までに制限するための努力をする等の内容を盛り込んだ新たな法的枠組み。

平成29年

国連気候変動枠組み条約第23回締約国会議（COP23）

- ◆ パリ協定が目指す「世界の平均気温上昇を2℃以内に抑える」という目標は、現状では達成困難との見通し。
- ◆ カナダ・英国主導により、効率の悪い石炭火力発電所を廃止する連合が発足。日本は参加を保留。NGOが世界各地の石炭火力発電新增設や輸出の中止を主張。
- ◆ 各国が2020年以降に取り組む温室効果ガスの削減目標の引き上げを促す検証会合（タラノア対話）を、来年実施することを盛り込んだ文書を採択。
- ◆ アメリカは離脱表明しているものの、アメリカの多くの企業や自治体が会場に集まり、政府方針とは逆に、温暖化抑制に取り組む姿勢が鮮明に。



今後の動き

国連気候変動枠組み条約第24回締約国会議（COP24）

- ◆ 本年末に開催。
パリ協定の「地球の気温上昇を産業革命前から2℃未満に抑える」という目標の実施手段などの詳細なルールについて合意を目指す。
- ◆ 先進国と途上国の対立は依然として存在。
- ◆ アメリカの動向
トランプ大統領は2017年6月にパリ協定からの離脱を発表したものの、本年1月にはパリ協定復帰の可能性を言及。アメリカの動向は交渉の行方に大きな影響を与える。

【政府】

◆ 「地球温暖化対策計画」 (平成28年閣議決定)

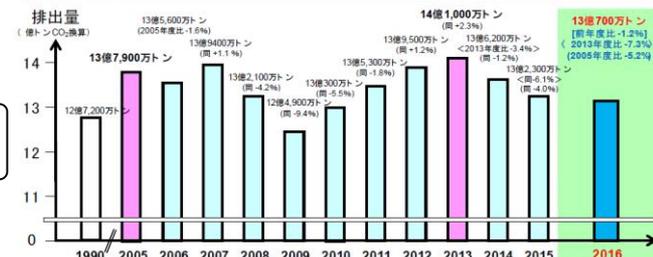
- 温室効果ガスの排出削減目標 (2013年度比)
 中期目標：温室効果ガスの排出を2030年までに26.0%減
 長期目標： " " " " 2050年までに80%減
 [参考：2016年度温室効果ガス排出量：13億700万トン]

2013年度比：▲7.3%
2005年度比：▲5.2%

- 環境・経済・社会の統合的向上等

我が国の温室効果ガス排出量 (2016年度確報値)

- 2016年度(確報値)の総排出量は13億700万トン(前年度比-1.2%、2013年度比-7.3%、2005年度比-5.2%)
- 前年度/2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことが挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、省エネ等によるエネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことが挙げられる。



出典：環境省「2016年度(平成28年度)の温室効果ガス排出量(確報値)」

【環境省】

- ◆ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)
 国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。⇒ 温室効果ガス算定・報告・公表制度 等
- ◆ 「地球温暖化対策のための税」(地球温暖化対策税)
 石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し課税。⇒ 税収は我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源の温室効果ガスの排出抑制施策に充当。
- ◆ 第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
 - SDGsやパリ協定を踏まえた内容。
 - 今後の環境政策の展開の基本的考え方⇒イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決。
 - 重点戦略を設定。

重点戦略	経済	E S G投資(14ページ参照)等の普及・拡大 等
	国土	コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ 等
	地域	地域資源・エネルギーを活かした収支改善 等
	暮らし	持続可能な消費行動への転換、食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進、低炭素で健康な住まいの普及 等
	技術	バイオマス由来の化成品創出、AI等の活用による生産最適化 等
	国際	環境インフラの輸出、「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等

我が国の主な取組【行政関係②】

【経済産業省・資源エネルギー庁】

環境、経済、エネルギーの3つのバランスを取りながら、具体的な施策を実施、検討。

◆ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)

- エネルギー使用状況届出書の提出
- エネルギー管理統括者・管理企画推進者及びエネルギー管理者・管理員の選任・解任の届出
- 定期報告書の提出

◆ 事業者クラス分け評価制度 (平成28年度制度開始)

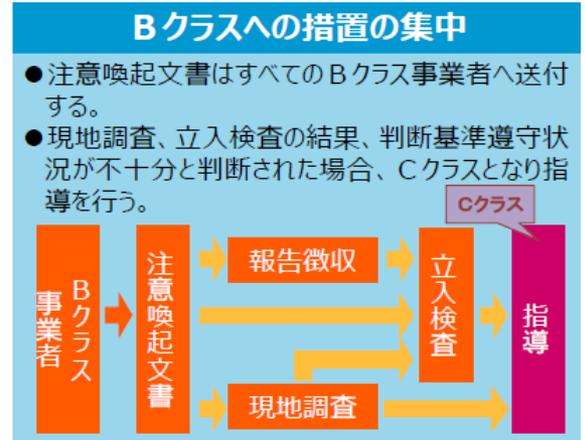
- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者を、S、A、B、Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施。
- 優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下はより厳格に調査する。

Sクラス 省エネが優良な事業者 7,775社 (62.6%)※1	Aクラス 一般的な事業者 3,430社 (27.7%)※1	Bクラス 省エネが停滞している事業者 1,207社 (9.7%)※1	Cクラス 注意を要する事業者
【水準】 ※2 ①努力目標達成 または、 ※3 ②ベンチマーク目標達成	【水準】 SクラスにもBクラスにも該当しない事業者	【水準】 ※2 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加	【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分
【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。	【対応】 特段なし。	【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成27年度定期報告(平成26年度実績)総事業者数12,412社より算出

※2 努力目標: 5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標: ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。



◆ 第5次エネルギー基本計画

現在、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会で審議中、本年夏の閣議決定を目指す。主な内容は以下のとおり。

- 原子力発電は引き続き重要な基幹電源。国民に根強い不信感があるとして、信頼回復に向けた原子力政策の再構築を提言。
- 旧式の石炭火力発電の順次廃止を明記。
- 太陽光や風力等の再生可能エネルギーは主電源化を進めると明記。
- 水素活用強化。

【農林水産省】

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減や吸収源確保に向けた取組（緩和策）や、気温上昇等の気候変動による農林水産分野における影響への対応（適応策）を実施、検討。

- ◆ 「農林水産省気候変動適応計画」（平成27年8月策定）
高温耐性の付与を基本とした品種開発等、特に影響が大きいとされる品目への重点的な対応、災害対策の推進、将来影響の知見が少ない海洋生態系等に関する予測研究の推進等の総合的な気候変動適応計画。
- ◆ 「農林水産省地球温暖化対策計画」（平成29年3月策定）
平成28年5月に、温室効果ガスの排出抑制及び吸収（緩和策）の目標等を内容とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことなどを踏まえ、農林水産分野における緩和策を総合的かつ計画的に推進するため策定。

【目標達成のための対策・施策】

1 地球温暖化対策・施策

⇒ 農業分野、食品分野、水産分野の地球温暖化対策、森林吸収源対策 等

食品産業等における低炭素社会実行計画の策定

- ◆ 2030年に向けた低炭素社会実行計画未策定団体に対する策定に向けた働きかけの強化（済）
- ◆ 2030年に向けた低炭素社会実行計画策定団体に対する参加企業の拡大に向けた働きかけ
- ◆ 2030年に向けた低炭素社会実行計画の目標水準を達成した団体に対する目標水準の引き上げ検討の促進
- ◆ 低炭素社会実行計画に参加していない業種・団体に対する低炭素社会実行計画策定に向けた働きかけ

2 農林水産分野の地球温暖化対策に関する研究・技術開発

⇒ 温室効果ガスの排出削減技術の開発の推進、研究成果の活用

3 農林水産分野の地球温暖化対策に関する国際協力

⇒ 森林減少・劣化に由来する排出の削減等への対応、温室効果ガス削減に関する国際共同研究等の推進 等

◆ 低炭素社会実行計画

- 温室効果ガスの削減を目的とした、日本の経済界による自主的取組みの計画の総称。日本経済団体連合会（経団連）およびその傘下の業界団体が策定。日本国内における、最新技術の導入などを行い、二酸化炭素の削減をめざし、地球温暖化防止に貢献する取組みである。海外においても、地球温暖化防止に向けた取り組みを支援。
- 2016年1月22日現在、56業種が国内の事業活動から排出される二酸化炭素の2020年における削減目標の設定、消費者・顧客を含めた主体間の連携の強化、途上国への技術移転など国際貢献の推進、革新的技術の開発の4点から、主体的に取組む内容をメニュー化し、P D C Aサイクルを基本として運用を行っている。
- 業界団体が策定された計画を、国は審議会等によりフォローアップを行う。農林水産省においては、「食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会 林政審議会施策部会地球環境小委員会 水産政策審議会企画部会地球環境小委員会 合同会議」においてフォローアップを実施。

低炭素社会実行計画（2016年度実績 農林水産省所管団体のみ）① 農林水産省 食料産業局

計画策定主体別の目標・進捗状況(20業種)

※2016年度実績が2020年度目標(11業種)、2030年度目標(8業種)を上回っている(緑色塗りつぶし)。

	2020年度目標				2030年度目標			
	【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】 (基準年度比)	【2016年度実績】 (基準年度比)	【目標指標】	【基準年度】	【目標水準】 (基準年度比)	【2016年度実績】 (基準年度比)
日本スターチ・糖化工業会	CO ₂ 排出原単位	2005年度	▲3%	+6%	CO ₂ 排出原単位	2005年度	▲5%	+6%
日本乳業協会	エネルギー消費原単位	2013年度	年率▲1%	▲1%	CO ₂ 排出量	2013年度	▲15%	▲7%
全国清涼飲料連合会 (旧全国清涼飲料工業会)	CO ₂ 排出原単位	1990年度	▲10%	▲10%	CO ₂ 排出原単位	2012年度	▲18%	▲10%
日本パン工業会	CO ₂ 排出原単位	2009年度	年率▲1%	+10%	CO ₂ 排出原単位	2013年度	年率▲1%	-
日本缶詰びん詰レトルト食品協会 (旧・日本缶詰協会)	エネルギー消費原単位	2009年度	年平均▲1%	▲13%	エネルギー消費原単位	2009年度	年平均▲1%	▲13%
日本ビート糖業協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%	▲12%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%	▲12%
日本植物油協会	CO ₂ 排出原単位	1990年度	▲16%	▲22%	CO ₂ 排出原単位	1990年度	▲16%	▲22%
	CO ₂ 排出量	1990年度	▲8%	▲13%	CO ₂ 排出量	1990年度	▲8%	▲13%
全日本菓子協会	CO ₂ 排出量	2013年度	▲7%	▲3%	CO ₂ 排出量	2013年度	▲17%	▲3%
	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲7%	▲23%	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲17%	▲23%
精糖工業会	CO ₂ 排出量	1990年度	▲33%	▲38%	CO ₂ 排出量	1990年度	▲33%	▲38%
日本冷凍食品協会	エネルギー消費原単位	2013年度	▲8.7%	▲6%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲17.4%	▲6%
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	▲6%	エネルギー消費原単位	2011年度	年平均▲1%	▲6%
製粉協会	CO ₂ 排出原単位	1990年度	▲16.5%	+24%	CO ₂ 排出原単位	2013年度	▲32.1%	▲11%
全日本コーヒー協会	CO ₂ 排出原単位	2005年度	▲15%	▲40%	CO ₂ 排出原単位	2005年度	▲25%	▲40%
日本醤油協会	CO ₂ 排出量	1990年度	▲18%	▲18%	CO ₂ 排出量	1990年度	▲23%	▲18%
日本即席食品工業協会	CO ₂ 排出原単位	1990年度	▲30%	▲27%	CO ₂ 排出原単位	1990年度	▲21%	▲27%
日本ハンバーグ・ハンバーガー協会	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	+7%	エネルギー消費原単位	2011年度	年平均▲1%	+7%
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	CO ₂ 排出量	2012年度	▲8.7%	▲8%	CO ₂ 排出量	2012年度	▲21.7%	▲8%
	CO ₂ 排出原単位	2012年度	▲5.1%	▲12%	CO ₂ 排出原単位	2012年度	▲18.2%	▲12%
日本精米工業会	エネルギー消費原単位	2005年度	▲10%	▲10%	エネルギー消費原単位	2005年度	▲12%	▲10%
日本加工食品卸協会	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	▲5%	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	▲5%
日本フードサービス協会	エネルギー消費原単位	2013年度	▲6.8%	▲7%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲15.7%	▲7%

- ◆ 設備更新の検討や社員に対する省エネ意識の醸成等に取り組む等、目標達成に向けて業界全体で取り組んでいる。
- ◆ 2020年度目標未達成要因
 - 他律的な要因として、事業者の多くは電力事業者から供給されている電気を使用しているため、電力のエネルギーミックスに占める火力発電の増加により、温室効果ガス排出量算定に用いる電力事業者別排出係数の高い状況が続いていること。
九州電力の場合、東日本大震災以前後の排出係数を比較すると約1.4倍。

【参考】
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）におけるCO2排出量の算定（他人から供給された電気の場合）

(算定式) 電気使用量×排出係数 = CO2排出量

電気事業者名	排出係数(tCO2/kWh)	
	平成21年度算定用 (東日本大震災以前)	平成28年度算定用 (東日本大震災以前)
北海道電力	0.000433	0.000669
東北電力	0.000468	0.000556
東京電力エナジーパートナー (旧東京電力)	0.000384	0.000500
中部電力	0.000474	0.000486
北陸電力	0.000374	0.000627
関西電力	0.000294	0.000509
中国電力	0.000628	0.000697
四国電力	0.000407	0.000651
九州電力	0.000369	0.000509
沖縄電力	0.000586	0.000802

- 食品衛生管理上必要な温度管理等の設備は常時稼働していることや、取引先からの要請による商品の多様化対応に伴う小ロット生産、納品期限等の商習慣への対応等から省エネの取組が困難であること。

◆ 予算要求

国の補助事業は、原則的に毎年度予算要求を行います。
予算成立までのスケジュールは概ね以下のとおりです。

8月	概算要求基準閣議了解。次年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針が示されます。
9月	各省各庁の概算要求。各省各庁のホームページ等で概算要求の資料が公表されます。
12月下旬	政府案閣議決定
1月～	国会提出・審議開始
3月下旬	予算成立

◆ 補助事業の公募

補助事業の公募は、予算の国会審議と並行して、概ね1月下旬以降に開始されます。
公募期間が短い場合もありますので、予め9月頃に公表される各省各庁の概算要求資料等により情報を収集をさせていただき、事前に課題提案書の作成等の準備をお願いいたします。

◆ 補助事業補助金交付候補者の決定

遅くとも3月下旬までに補助事業補助金交付候補者の決定されます。
なお、事業費に残額がある場合は、2次公募が実施される場合もあります。

◆ 現在公募中の補助事業（環境省）

- 平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業）

<http://www.env.go.jp/press/105478.html>

国の税制支援について①

◆ 平成30年度の税制支援について

平成30年度の税制支援について御紹介いたします。

詳細は各特例措置に記載されているサイト（URL）を御覧ください。

各サイトでは、概略を平易に説明しています。実際に適用を受ける場合には税理士等に御相談いただき、経営の状況に合わせて御活用ください。

【食品関連事業者への税制支援】

食品関連事業の経営の安定・発展を後押しする税制措置です。

1 事業用設備又は機械装置等の取得等に係る特例措置

- ① 中小企業等経営強化法による認定計画に基づいて機械装置などを導入した場合の特例《所得税・法人税、固定資産税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-5.pdf>
- ② 160万円以上の機械を取得した場合の特例（中小企業等投資促進税制《所得税・法人税》）
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-1.pdf>
- ③ 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）《所得税・法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-3.pdf>
- ④ 公害防止用設備等に係る特例《固定資産税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-7.pdf>

2 研究開発を支援する特例措置

技術研究組合法に基づき取得した試験研究用固定資産の圧縮額の損金算入《法人税》

http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/pdf/gijutu_kumiai_2804.pdf

3 食品企業等の経営の安定・発展等を後押しする税制措置

- ① 会社の設立・資本の増加等における登録免許税の軽減措置《登録免許税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-9.pdf>
- ② 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき整備される事業所に係る課税標準の特例《事業所税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-6.pdf>
- ③ みそ、しょうゆ、食用酢の製造の用に供する施設に係る課税標準の特例《事業所税》
http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/pdf/miso_2804.pdf
- ④ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例《固定資産税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/syoku/attach/pdf/index-8.pdf>

国の税制支援について②

【バイオマスの利活用に取り組む事業者への税制支援】

バイオマス関連事業の経営の安定・発展を後押しする税制措置です。

※ バイオマス：家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源

1 バイオマス由来燃料の促進に係る特例措置

- ① バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税・地方揮発油税の免税措置（バイオエタノール分）《揮発油税・地方揮発油税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/bio/attach/pdf/index-2.pdf>
- ② バイオ燃料製造設備（エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備）に係る課税標準の特例《固定資産税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/bio/attach/pdf/index-4.pdf>

2 バイオマス製造設備投資等に係る特例措置

- ① 木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置に係る特例《所得税・法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/bio/attach/pdf/index-3.pdf>
- ② バイオマスエタノール製造設備に係る特例《所得税・法人税》
http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/bio/pdf/etanoru_2804.pdf
- ③ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例《固定資産税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/bio/attach/pdf/index-5.pdf>

【特定地域への税制支援】

特定地域の農林漁業者等への経営の安定・発展を後押しする税制措置です。

振興山村、過疎地域、半島、離島、奄美群島、東日本大震災被災区域の農林漁業者等に対する特例措置

- ① 振興山村における工業用機械等に係る割増償却《所得税・法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/tokutei/attach/pdf/index-4.pdf>
- ② 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却《所得税・法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/tokutei/attach/pdf/index-1.pdf>
- ③ 半島振興対策実施地域・離島振興対策実施地域・奄美群島における工業用機械等に係る特別償却《所得税・法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/tokutei/attach/pdf/index-3.pdf>
- ④ 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得する場合の課税標準の特例《不動産取得税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/tokutei/attach/pdf/index-5.pdf>

【農業資材事業や農産物流通・加工事業を行う事業者への税制支援】

農業資材事業や農産物流通・加工業を行う事業者の事業再編（農業者が行うものは除く）を支援する税制措置です。

- 1 事業再編に伴い機械装置や建物等の取得に係る特例措置
事業再編促進設備（機械装置、建物及びその附属設備、構築物）の割増償却《所得税・法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/saihen/attach/pdf/index-3.pdf>
- 2 事業再編に伴い設備の撤去等により生じた欠損金に係る特例措置
事業再編等に伴い設備等の撤去・廃棄により生じた欠損金の繰戻還付の特例《法人税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/saihen/attach/pdf/index-7.pdf>
- 3 事業再編に伴い会社の設立等の際に生じる登録免許税に係る特例措置
会社の設立・資本の増加等における登録免許税の軽減措置《登録免許税》
<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/saihen/attach/pdf/index-6.pdf>

【消費税関係】

- 1 転嫁対策
消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施する必要があります。
このため、平成25年6月5日に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/tenka.html>
- 2 軽減税率制度
平成31年10月1日の消費税率10%の引き上げに合わせて、飲食料品（酒、外食を除く）に対して軽減税率（8%）が適用されます。
業者の方々は税率毎の「区分経理」や請求書等が「区分記載請求書等」に変更されるなど日々の業務が変わります。
また、業種によっては、複数の税率に対応した受発注システムへの改修やレジへの更新などが必要となります。
政府では、事業者の方々の軽減税率対応に向けた取り組みをサポートするため、様々な施策を講じております。
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/keigen.html>

◆ ESG投資の拡大

企業の長期的な成長のためには、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の3つの観点が必要だという考え方が世界的に拡大。

この3要素を元に、優れた経営を行っている会社に投資をすることをESG投資と呼ぶ。

ESG投資による効果として、企業がESGに対する課題に対応すること、また、投資家がそのような企業を投資を通して応援することで環境問題や社会的な課題の解決や透明性のある資本市場の育成を図ることが期待できる。

なお、東京証券取引所では、この要素を満たした銘柄をESG銘柄として選定。

◆ ESG投資を重視する機関投資家の判断材料

ESG投資を重視する機関投資家の判断材料としては、従来の財務情報に加えて、以下のイニシアチブ等への参加状況があるといわれている。

・RE100 (Renewable Energy 100%)

国際ビジネスイニシアチブを主催する国際非営利団体クライメイト・グループが主催。

事業運営を100%再生可能エネルギー（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス発電）で調達することを目標に掲げる企業が加盟する2014年に発足したイニシアチブ。

世界ではスウェーデンのイケアや米国のナイキ等、我が国ではリコー、積水ハウス、アクスル、大和ハウス工業、ワタミ、イオンの6社が加盟しており、加盟企業数は年々増加。

※クライメイト・グループ：2004年に当時の英国ブレア首相の支援を受け、ロンドンで設立。現在では、英国の他、米国、インド、中国、香港などの支部を置き、世界中から数多くの企業や州政府、市政府が参画。

・SBT (Science Based Targets)

SBTとは、地球の気温上昇を2℃未満に抑える上で、科学的根拠に基づくCO2排出量の削減目標の設定を推進している国際イニシアチブであり、企業の気候変動対策に関する情報開示を促進しているCDP、WRI（World Resources Institute（世界資源研究所））、WWF（世界自然保護基金）、国連グローバルコンパクトの協働による取組。

・CDP

CDP（旧名称：カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）とは、機関投資家が連携して運営する非営利団体が、企業に対して企業活動の環境影響等に関する情報の開示を求めるプロジェクト。

CDPは、世界の先進企業に質問状を送り、その回答を分析・評価、スコアリングをして投資家に開示。

開示を求める分野は、気候変動、水(CDP Water)、森林(CDP Forest)等があり、データや企業の取組状況についての情報提供が求められる。我が国では、最もメジャーである「気候変動」分野について、FTSEインターナショナルが提供する時価総額の上位企業500社に対し質問状が送付されている。

※FTSEインターナショナル：株価指数の算出・管理や、関連する金融データの提供サービスを行う企業。

- ◆ 食品産業における温暖化対策の中でも特に「熱」に焦点を当て、その中でもコージェネレーション及びヒートポンプ導入に関して、大規模事業者のみならず、中小規模事業者も自社等で行えるような事例、方法や対策、効果、ヒントなどの情報提供を行うことを目的として、一般社団法人日本有機資源協会は弊省の補助事業を活用し、セミナーを開催しました。
- ◆ 主な内容は以下のとおりです。それぞれの内容については一般社団法人日本有機資源協会のホームページを御覧ください。
<http://www.jora.jp/28miriyounetsu/index.html>

店舗での熱の制御と利用について熱のエネルギーの有効性・必要性についての気づき	一般社団法人日本フードサービス協会		
ヒートポンプを活用した食品工場の省エネ・省コスト手法	一般社団法人日本エレクトロヒートセンター技術部		
食品産業での未利用熱の有効活用に向けた設備導入の考え方	株式会社エックス都市研究所 環境エンジニアリング事業本部		
食品事業者における導入事例・省エネ環境対策（コージェネ及びヒートポンプ導入事例）	食品工場なら何処でも出来る廃熱有効利用他	味の素冷凍食品株式会社九州工場	
	「びっくりドンキー」店舗と工場における導入事例と環境対策について	株式会社アレフ	
	環境にやさしい工場への取組	不二製油株式会社	
	地域で取り組むCO2削減対策	エネルギーサービス事業の概要と食品事業者への導入状況	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
		植物油脂製造工場における取組事例	株式会社J-オイルミルズ
	横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）の取組と今後の展開について	横浜市温暖化対策統括本部	



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

ご静聴ありがとうございました

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室